

令和5年度香川県建設業担い手確保・育成事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 香川県建設業担い手確保・育成事業（以下「本事業」という。）の実施については、香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(知事が別に定める補助対象経費の要件)

第3条 要綱第5条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 情報発信費は、会社情報、業務内容、人材育成及び採用情報を内容として含むウェブサイトを開設又は改修により作成する場合に限る。なお、人材育成の内容については、教育・研修制度、資格取得制度、自己啓発支援制度その他これらに準ずる人材育成制度の内容を具体的に掲載するものとする。
- (2) 特別技能教育費は、職業能力開発促進法(昭和44年7月18日法律第64号)第15条の7に規定する公共職業能力開発施設及び同法第31条に規定する職業訓練法人が実施する職業訓練並びに労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)に基づく登録教習機関が実施する技能講習、特別の教育及びその他の安全教育のうち、別表第1に掲げるものに限る。
- (3) 資格取得費は、交付申請日の属する年度に実施される施工管理技術検定等（学科試験、一次試験若しくは筆記試験（以下「学科試験等」という。）又は実地試験、二次試験、技能試験若しくは実技試験（以下「実地試験等」という。）のことをいう。以下同じ。）の受験手数料及び施工管理技術検定等に係る受験講習会の受講費用（当該講習会に用いる教材の購入費を含む。ただし、学科試験等又は実地試験等を受験した場合に限る。）並びに登録基幹技能者講習の受講料であって、補助対象事業者が直接又は間接的に支出するものに限る。
- (4) 補助対象経費については、事業実施における発注及び申込等が交付決定日以降に行われるものに限る。ただし、特別技能教育費又は資格取得費については、交付申請日の属する年度に実施される費用であれば、着手の時期は問わないものとする。

(交付申請書の必要添付書類)

第4条 要綱第8条第3号に規定する知事が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 育成対象者等の①住所、②氏名、③生年月日④社会保険の加入、⑤雇用保険の加

入が確認できる書類（運転免許証等、社会保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得届等）の写し

- (2) 育成対象者等の雇用形態が確認できる書類（労働条件通知書等）の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付申請書の受付期間）

第5条 要綱第9条に規定する交付申請書の受付期間は、原則として令和5年5月29日から令和5年7月21日までとする。

- 2 交付申請書の受付は、先着順とする。ただし、申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、当該達した日をもって受付を終了することとし、予算を超過する申請があった場合には、当該受付終了日に到着した交付申請書については、抽選により受付を行うものを決定するものとする。

（実績報告書の提出期限）

第6条 補助対象事業者は、要綱第14条に規定する実績報告書を、事業の完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、その日が香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項に定める日（以下「県の休日」という。）の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

（実績報告書の添付書類）

第7条 要綱第14条第2号に規定する知事が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者による補助対象経費の支払いを証明できる書類（請求書、領収書や総勘定元帳など経理書類等）の写し
 - (2) 補助事業者による補助対象事業の実施を証明できる書類（展示会写真、ウェブサイトのURL等）の写し
 - (3) 育成対象者等が講習・訓練等の受講を修了したことが確認できる書類（受講修了証等）の写し
 - (4) 補助事業に係る受験者の受験又は講習の結果が確認できる書類（合格通知書、不合格通知書又は登録基幹技能者講習の修了証等）の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項第4号に掲げる書類が実績報告書の提出時に添付できない場合は、受験又は講習を受けたことが確認できる書類（受験票等）を添付するものとする。この場合において、前項第4号の書類は発表日から14日を経過した日までに提出するものとする。

(その他)

第8条 補助事業者となった者は、事業の完了日から1か月を経過する日までにアンケートへの回答に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月29日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1 県内の公共職業能力開発施設が実施する職業訓練

訓練実施施設	訓練分野/コース	職業訓練内容
四国職業能力開発大学校	機械系	工事施工に関するもの
	居住系	
	専門課程	
香川職業能力開発促進センター	建築計画/建築意匠設計	
	金属加工/成形加工	
	電力・電気・通信設備工事	
	建築設備工事	
	生産設備保全	
香川県立高等技術学校	キャリアアップコース	

2 職業訓練法人が実施する職業訓練

職業訓練法人	職業訓練内容
全ての職業訓練法人	工事施工に関するもの

3 登録教習機関

登録教習機関	技能講習、特別の教育及びその他の安全教育
香川労働局登録教習機関	工事施工に関するもの